

全国心臓病の子どもを守る会「静岡県支部会則」

第1条 【名称及び事務局・会計】

この会の名称は、「全国心臓病の子どもを守る会静岡県支部」とし、事務局を、事務局員宅に置く。会計を会計員宅に置く。

第2条 【目 的】

この会は、心臓病児者とその家族の福祉の増進をはかり、会員が相互に連絡し、助け合い、みんなで医療・教育と社会保障制度の改善のために努めることを目的とする。

第3条 【会 員】

この会は、心臓病の子どもを持つ親、家族、心臓病の本人およびこれに準ずる者で会の趣旨に賛同し入会申し込みをし、所定の会費を納めた者とする。

会員は会の目的を尊重し、会運営・活動に積極的に参加するように務める。

第4条 【運 営】

この会を運営するために、総会、運営委員会を置く。なお、活動をくまなく行うためにブロック組織を置く。

(1) 総 会

この会の方針を決めるため年1回開きます。その他必要に応じて開くことができる。

次のことは総会で決める。活動方針、予算、決算、役員の選出、会則の改正その他運営に準ずる重要な事項。

(2) 運営委員会

運営委員会は、支部役員及びブロック代表（事務局兼任）及び地区委員で構成し、総会の決定に基づき、会の運営について協議し、会議や諸問題についての方針の決定と運営にあたる。

(3) ブロック組織

次の3ブロックを組織し、支部の方針に基づき各ブロックの活動をする。

・ 東部ブロック・中部ブロック・西部ブロック

なお、各ブロックは地区委員会を、総会・支部運営委員会の内容に準じて行う。

第5条 【役 員】

1 支部及び各ブロックに次の役員を置く。

〔支 部〕 支部代表 1名 副代表 1名 事務局 1名 会計 1名
監査 2名

〔ブロック〕 ブロック代表(事務局兼任) 1名 会計 1名 地区委員 若干名

2 各役員の任務は次のとおりとする。

(1) 支部代表は、支部を代表し、運営委員を招集する。

(2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時は副代表がこれを代行する。

(3) 事務局は、事務局を掌握し、会の決めた方針に従って日常の業務を執行する。

(4) 会計は、会の出納事務を処理し、帳簿及び書類を管理する。

(5) 監査は、会計を監査する。

3 支部役員は、運営委員会の互選によって選ばれ、総会で決定し任期は1年とする。再任はさまたげない。

4 社員総会支部代表者及び他団体の役員も運営委員会で互選し、総会で決定する。

5 ブロック役員の任務及び選出については(2)・(3)に準じ、委員は地区委員会の構成員となり
ブロック活動を執行する。

第6条 【活動及び活動委員会】

支部全体の活動と強化のために以下の活動委員会及び担当を置く。

*機関誌発送・支部報編集 *宿泊交流会実行委員会 *書籍担当
*要望活動委員会 *研修会(講演会)委員会 *会費担当 *署名担当
各委員会および担当は、ブロック持ち回り又は会員よりの希望者で構成する。

第7条 【心臓病者友の会(略称心友会)】

会員又は、会員の子弟で15歳以上の心臓病患者(それに準ずる者を含む)で、心臓病者友の
会静岡県支部を内部組織とする。

心臓病者友の会静岡県支部は、この会則に反しない範囲で規約を作ることができる。

第8条 【他団体との連携】

この会と同じような目的を持った団体と協力し合うこととする。

第9条 【賛助会員及び顧問(役員)】

この会の趣旨に賛同し、財政的に援助していただく人を賛助会員とする。

賛助会員 年会費 7,000円(機関誌送付)

この会に専門的な助言をいただく人に顧問及び役員になっていただくことができる。

第10条 【会費】

会費は、本部及び支部の会費を合わせて支部に納入する。

(1)支部に納入する会費は、1カ月600円とする。

(内訳:本部納入420円・支部納入180円)

ただし、実情によって会費の減免を行うことを検討する。

(2)入会する者は1,000円の入会金を納めるものとする。

(3)会費は年会費とし年間7,200円とする。(4月1日から会費納入とする)

(4)事情により年度途中での退会の場合は、会費納入前にブロック事務局に申し出る。

(5)会費滞納については、会員と話し合い状況を把握し検討する。

第11条 【会計年度】

この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第12条 【設立年月日】

この会の設立年月日は、昭和39年5月10日とする。

付 則

本会則は平成14年5月12日より実施する。

令和3年6月27日の総会において一部補正及び追加する。

令和4年6月19日の総会において一部補正及び追加する。

令和5年6月10日の総会において一部補正及び追加する。